

## 【町民政策提案制度】

### (1) 町民政策提案制度とは

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度です。

この制度は、協働のまちづくりを推進していくため、町と町民が共に取り組むことにより相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうものです。

そのため、個人的なものとしてではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果を提案することが趣旨であることから、「**町内に住所を有する満20歳以上の10人以上の連署による提案**」という提案者要件を設けています。

### (2) 町民政策提案の区分

町民政策提案制度には、次の2種類があります。

#### ①町民自主的提案型協働のまちづくり政策（町民が自ら政策を提案）

「町と協働で取り組みたい」又は「地域にある身近な課題について、町と協働で取り組むことで解決できるかもしれない」と思うものを、町民が自主的に提案するもの。

#### ②町政課題解決型協働のまちづくり政策（町の求めに応じて町民が提案）

町が既に行っている事業で「住民活動団体の皆さんと、協働によって取り組んでいきたい」、「協働で取り組めば効果がある」と考えるものや、地域にある課題解決のために、「新たに住民活動団体の皆さんと協働で取り組みを進めていきたい」と考えているものを「テーマ」として設定し、町民提案を募集するもの。

### (3) 町民政策提案の要件

- ① 町内で行われる事業であること。
- ② 地域社会の発展や地域が抱えている課題、社会課題の解決が期待できるものであること。
- ③ 協働（町と町民の役割分担）で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確・的確であること。

\*上記要件を満たしていても、特定の町民の利益になるものや、営利を目的とするもの、宗教活動・選挙運動を目的とするものなど、町が規則で定める事由に該当する場合には、政策提案できません。